

様式第 1 号

大規模災害時における応急対策業務に関する覚書

愛媛県南予地方局長（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会八幡浜支部長（以下「乙」という。）は、大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目（以下「細目」という。） 3. 5 及び大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目（その 2）（以下「細目 2」という。） 3. 5 に基づき、応急対策業務について次のとおり覚書を交換するものとする。

第 1 条 別表の応急業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）は、甲の指示があった場合には、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）及び愛媛県工事執行規程（昭和 39 年愛媛県告示第 695 号）並びに愛媛県工事請負契約約款に準拠して、次の業務を信義に従い誠実に履行するものとする。

- (1) 県管理公共土木施設の被害情報の収集及び報告
- (2) 県管理公共土木施設に係る障害物の除去及び応急復旧
- (3) その他甲が必要とする業務

第 2 条 甲は、前条に基づき応急業務施工者が実施した業務について、実施設計書を作成し、随意契約により応急業務施工者と契約を締結するものとする。

第 3 条 この覚書は、新たに覚書を交換するまでの間、効力を発するものとする。

第 4 条 この覚書の交換を証するため、覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 5 月 20 日

宇和島市天神町 7 番 1 号

甲

愛媛県 南予地方局

局 長 大 崎 陳 洋

八幡浜市出島 1581 番地 22

乙

一般社団法人愛媛県建設業協会八幡浜支部

支部長 中 矢 裕 一